

建築工事安全施工技術指針

平成7年5月25日建設省営監発第13号
最終改定 平成27年1月20日国営整第216号

この指針は、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための資料として作成したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

技術基準トップページはこちら（関連する基準の確認など）

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

第 I 編 総 則

(目的)

第 1 本指針は、官庁施設の建築工事、建築設備工事等における事故・災害を防止するための一般的な技術上の留意事項と必要な措置等について定め、もって施工の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 本指針は、建築物の新築、増築、改修（修繕、模様替）又は解体（除却）のために必要な工事（以下「工事」という。）を対象とする。

2 施工者は、本指針を参考とし、常に工事の安全な施工に努めるものとする。

第 II 編 一般・共通事項

第 1 章 安全施工の一般事項

(法令の厳守)

第 3 工事の安全施工については、建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等に定めるもののほか、この指針の定めるところによること。

(一般的事項)

第 4 工事の着手に先立ち、事前調査を行い、その結果に基づいて総合仮設及び工種別の安全に関する施工計画を立て、その内容を工事関係者へ周知させること。

なお、事前調査に際しては既存の地中埋設管路の有無に十分に注意を払うこと。

2 施工に当たっては、計画のとおり実施するとともに、常に確認を行い、計画と相違する点を発見し、又は予見した場合は、速やかに是正措置を講ずること。

3 事前検討の際の条件と実際の施工条件との相違又は設計変更等、新たに生じた状況等により当初の施工計画に変更が生じる場合は、全体状況を勘案して速やかに是正措置を講ずること。

(安全措置一般)

第 5 工事における事故・災害（火災、墜落、転落、飛来・落下、崩壊、倒壊、酸素欠乏症等、熱中症、石綿被害、化学物質関連等）を防止するため、安全施工に関する技術的方策を講ずること。

2 工事中における異常気象（大雨、強風、大雪、雷等）、大地震及び大津波に対応するため、最新の気象情報等の収集に努め安全施工に関する技術的方策を講ずること。

第 2 章 仮設工事

(共通事項)

第 6 仮設物の計画に当たっては、関連する別工事（以下「関連工事」という。）及び関連する施設との関係を総合的に考慮し、作業方法、作業手順等を検討すること。

2 仮設物の組立及び解体（使用時の不都合に際しての改造・盛替え等も含む。）に当たっては、適正な機器、材料を使用し、所定の有資格者等を配置して、計画された手順等に従って作業を行うこと。

また、当該工事及び関連工事の関係者（以下「関係者」という。）に対して、時期、範囲、順序等を周知させること。

3 仮設物の使用に当たっては、設置期間中の保守・点検を行い、良好な状態を保つとともに

に、関係者に対して、仮設物の使用に当たっての遵守事項を周知させること。
また、異常気象等に対しては、速やかに必要な安全対策を講ずること。

(足場)

- 第 7** 足場の計画に当たっては、想定される荷重及び外力の状況、使用期間等を考慮して、種類及び構造を決定すること。
- 2 足場の使用に当たっては、関係者に対して、計画時の条件等を明示したうえで、周知させること。
 - 3 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じ、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）による足場及び装備機材の設置を検討すること。

(仮設通路)

- 第 8** 仮設通路の計画に当たっては、設置位置、安全誘導措置等を検討すること。
- 2 仮設通路の使用に当たっては、表示板等による安全誘導措置を講ずること。

(作業構台)

- 第 9** 作業構台の計画に当たっては、使用目的に応じた位置、形状及び規模とするとともに、積載荷重及び外力に対して安全な構造とし、墜落、落下等の事故の防止策を検討すること。
- 2 作業構台の使用に当たっては、関係者に対して、積載荷重等を明示したうえで、周知させること。

(仮囲い、出入口)

- 第 10** 工事現場には、工事範囲を明確にし、第三者の侵入を防止するため、仮囲いを設置すること。
- また、工事車両及び関係者の出入口を設置したうえで出入口であることを表示すること。
- 2 仮囲い、出入口の組立及び解体（工事に伴う盛替えを含む。）に当たっては、関係者及び第三者に十分注意して作業を行うこと。

(仮設建物)

- 第 11** 仮設建物（事務所、材料置場、下小屋等）の計画に当たっては、床荷重、強風等を考慮し、それらに耐えうる構造とすること。
- 2 仮設建物の使用に当たっては、火元責任者等を選任し、消火器等の設置、喫煙場所を限定する等、火災等の発生防止に努めること。

(仮設設備)

- 第 12** 工事用電力設備の計画に当たっては、関係法令等を遵守し、漏電、感電、火災等の事故防止に努めること。
- 2 各種仮設設備（給排水、衛生設備、空調設備、照明設備等）の計画に当たっては、全施工計画並びに作業員の作業環境及び衛生環境を考慮すること。
 - 3 各種仮設設備の使用に当たっては、関係者に対しては、計画時の条件等を明示したうえで、周知させること。

第 3 章 建設機械

(一般的事項)

- 第 13** 建設機械の計画に当たっては、その機能と能力が該当作業の状況に適切であることを確認したうえで機種を選定すること。
- 2 建設機械の使用に当たっては、取扱い環境を把握し、倒壊、転倒、接触等の事故を防止

するための措置を講ずるとともに、法令で定める有資格者に操作させること。

また、日常及び定期の点検整備を適正に行い、異常気象等に対しては、速やかに必要な安全対策を講ずること。

(賃貸機械等の使用)

第 14 賃貸機械又は貸与機械の使用に当たっては、十分な点検整備がされていることを確認し、取扱い関係者に対して、操作方法、機械性能等を周知させること。

2 運転者付き機械の使用に当たっては、当該運転者が有資格者であることを確認すること。

第Ⅲ編 各種工事

第 1 章 建築工事

(土工事)

第 15 土工事の計画に当たっては、現地調査及び地盤調査の結果並びに当該工事規模、工期等の施工条件を検討したうえで、適正な構工法を選定すること。

2 山留めの点検、計測管理の方法及び体制を事前に検討したうえで確立し、地盤及び山留めの崩壊、周辺地盤の沈下、埋設物・構造物の損壊等の事故の防止策を検討すること。

3 重機の使用に当たっては、地盤の崩壊に伴う倒壊、接触、はさまれ等の事故の防止策を講ずること。

4 地山掘削や山留め支保工の組立・解体に当たっては、作業主任者を選任し、作業を指揮させること。

5 異常を確認した場合は、速やかにその防護措置を講ずること。

(地業工事)

第 16 地業工事の計画に当たっては、現地調査や地盤調査を行い、埋設物の破損、重機の倒壊等の事故の防止策を検討すること。

2 地業工事の施工に当たっては、所定の有資格者に作業を指揮させること。

3 杭工事の施工に当たっては、酸欠、杭孔への転落等の事故防止策を講ずること。

(躯体工事)

第 17 躯体工事の計画に当たっては、材料の飛来・落下等による事故・災害の防止策を検討すること。

特に、鉄骨工事においては、組立時の倒壊及び転倒、型枠工事においては、支柱等の崩壊を防止する措置を事前に検討すること。

2 躯体工事の施工に当たっては、各作業の有資格者に作業を指揮させること。

(仕上工事)

第 18 仕上工事の計画に当たっては、飛来・落下、火災、有機溶剤中毒等、関係者への影響も考慮した事故・災害の防止策を検討すること。

2 仕上工事の施工に当たっては、足場（移動式、簡易式を含む。）からの墜落、転落等の事故防止策を講ずること。

第 2 章 電気設備工事

(一般的事項)

第 19 電気設備工事の計画に当たっては、関連工事、関連施設及び関係者と調整のうえ、安全に関する施工計画を作成し、その計画のとおり実施すること。

(施工)

第 20 電気設備工事の施工に当たっては、工事の進捗に応じた適切な機械工具、仮設設備等を選定し、適正に使用すること。

2 計画に変更が生じた場合は関係者と協議のうえ、速やかに必要な措置を講ずること。

(試運転・調整)

第 21 電気設備工事の試運転・調整に当たっては、所定の有資格者の指揮のもと、感電、機械器具等による事故・災害の防止のため、作業内容を関係者に周知徹底するとともに、安全区域を設定し表示する等の対策を講ずること。

また、受電後、受変電室等への関係者以外の立入りを禁ずること。

第 3 章 機械設備工事

(一般的事項)

第 22 機械設備工事の計画に当たっては、関連工事、関連施設及び関係者と調整のうえ、安全に関する施工計画を作成し、その計画のとおり実施すること。

(施工)

第 23 機械設備工事の施工に当たっては、工事の進捗に応じた適切な機械工具、仮設設備等を選定し、適正に使用すること。

2 計画に変更が生じた場合は関係者と協議のうえ、速やかに必要な措置を講ずること。

(試運転・調整)

第 24 機械設備工事の試運転・調整に当たっては、所定の有資格者の指揮のもと、高温、低温、高圧、危険物、感電、電動機械器具等による事故・災害の防止のため、作業内容を関係者に周知徹底するとともに、安全区域を設定し表示する等の対策を講ずること。

(昇降機設備工事)

第 25 昇降機設備の計画に当たっては関連工事、関連施設及び関係者と事前に協議を行い、据付工事開始時期及び据付工法を決定のうえ、その工法に適した安全施工計画を作成し、その計画のとおり実施すること。

2 昇降機設備の施工に当たっては、関係者に対して安全対策を講ずること。

3 昇降機設備の試運転・調整に当たっては、回転部及びロープへの巻き込まれ、ピット又はオーバーヘッド部分ではさまれ、エレベーターシャフトへの転落等の防止に留意するとともに、関係者に対する安全対策を講ずること。

4 昇降機設備の仮使用に当たっては、管理責任者を定め、運行管理を行わせること。

第 4 章 外構工事

(計画)

第 26 外構工事の計画に当たっては、敷地条件、関連工事間の連係及び敷地周辺への影響を考慮して、使用する機械及び作業手順を決定し、その計画のとおり実施すること。

(施工)

第 27 外構工事の施工に当たっては、建設機械及び運搬車両との接触等による事故・災害の防止に努めるとともに、現場周辺での第三者に対する事故・災害の防止のための措置を講ずること。

また、作業に変更が生じた場合は、関連工事と調整を行うとともに、関係者に対して周知させること。

第 5 章 改修工事

(計画)

第 28 改修工事の計画に当たっては、使用している施設の一部で工事を実施するため、作業日、作業時間等に制限があることを考慮し、事前調査を行ったうえで、適正な工法及び手順を決定すること。

既存施設が建設後、複数年を経過し地中埋設管路が不明な場合は、特に埋設物調査を入念に実施すること。

2 防災施設、避難通路等については、仮使用されている部分を含めた総合的な安全対策を講ずること。

(施工)

第 29 改修工事の施工に当たっては、解体工事を含めた関連工事との関係を考慮し、それぞれの作業手順に従って作業を行うとともに、周辺環境及び第三者に対する安全措置、既存施設の火災、損壊等による関係者以外への危害防止措置を講ずること。

2 振動、騒音、粉じん、石綿等、有機溶剤等による周辺環境の悪化を防止する措置を講ずること。

3 夜間作業を行う場合は、休憩所の確保等、安全衛生管理を行うこと。

(産業廃棄物)

第 30 改修工事で発生する解体材は、関係法令に従って分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行うこと。

第 6 章 解体工事

(計画)

第 31 解体工事の計画に当たっては、解体物、周辺環境、埋設物等の事前調査を行ったうえで、適正な工法及び手順を決定すること。

2 解体工事で発生する解体材の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等についての適正な方法及び手順を決定すること。

(施工)

第 32 解体工事の施工に当たっては、周辺環境及び第三者に対する配慮並びに飛散、倒壊等による事故・災害の防止策を講ずること。

(産業廃棄物)

第 33 解体工事で発生する解体材は、関係法令に従い分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行うこと。